

# 官報

## 号外

昭和三十一年二月十七日

### ○第二十四回 参議院會議録第十一号

昭和三十一年二月十七日(金曜日)午前  
十時四十七分開議

#### 議事日程 第十一号

昭和三十一年二月十七日  
午前十時開議

第一 製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第二 日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第三 大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第四 在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律を廃止する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第五 公有林野官行造林法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

○議長(河井彌八君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 吉田 法晴君  
決算委員 安部キミ子君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 山本 経勝君  
決算委員 村尾 重雄君

同日予算委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 秋山 長造君(佐多忠隆君の補欠)  
同 曾祚 益君(松澤兼人君の補欠)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

地方交付税法の一部を改正する法律案 地方行政委員会に付託  
労働保険審査官及び労働保険審査会法案 社会労働委員会に付託

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

東北興業株式会社法の一部を改正する法律案 同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務員傷病年金等の額の改定に関する法律案 同日左の質問主意書を内閣に転送した。

中央卸売市場法改正に関する質問主意書(青山正一君提出)

同日本院は、左の議案の撤回を承諾した旨内閣及び衆議院に通知した。

地方公務員法の一部を改正する法律案(第二十二回国会内閣提出、本院継続審査)

同日本院は、衆議院議員松田竹千代君がドミニカ国と貿易及び移住の問題について交渉する日本政府代表に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

同日議長は、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 伊能 芳雄君  
後藤 文夫君  
岸 良一君  
大谷 實雄君  
大屋 晋三君  
菊田 七平君  
片柳 眞吉君  
小林 政夫君  
木村 守江君  
吉田 萬次君  
木村 守江君  
堀木 鐵三君  
近藤 信一君  
森崎 隆君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 大屋 晋三君  
片柳 眞吉君  
小林 政夫君  
木村 守江君  
吉田 萬次君  
木村 守江君  
堀木 鐵三君  
近藤 信一君  
森崎 隆君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 大屋 晋三君  
同 片柳 眞吉君  
同 小林 政夫君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 大屋 晋三君  
同 片柳 眞吉君  
同 小林 政夫君

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託した。

関する法律の一部を改正する法律案可決報告書  
在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律を廃止する法律案可決報告書

公有林野官行造林法の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(河井彌八君) これより本日の会議を開きます。

日程第一、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

日程第二、日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

日程第三、大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案

日程第四、在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律を廃止する法律案(いずれも内閣提出)

以上、四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と叫ぶ者あり

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。まず委員長報告を求めます。大蔵委員長岡崎眞一君。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年二月十七日 参議院會議録第十一号 議長報告 會議 製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案外三件

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案  
 製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律  
 製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律（昭和二十三年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。  
 第一項の日本専売公社製造たばこの価格表の欄中「六〇円」を「五〇円」

同	光	同
同	同	光
同	パール	同
同	いこい	同

に、「四五円」を「四〇円」に改め、同表中  
 黄色種葉たばこ五〇%以上を用いた上級品 一〇本 三〇円  
 を

同	黄色種葉たばこ五〇%以上を用いた上級品	一〇本	三〇円
同	黄色種葉たばこ四〇%以上を用いオリエント葉たばこを配合した上級品	一〇本	三〇円
同	黄色種葉たばこ三〇%以上を用い特殊加香を施した中級品	一〇本	二五円

附則  
 この法律は、昭和三十一年三月一日から施行する。ただし、いこいに係る部分は、同年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕  
 日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案  
 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
 よつて国会法第八十三条により送付する。

和二十七年法律第三百三十六号）の一部を次のように改正する。  
 本則中「昭和三十一年三月一日」を「昭和三十一年四月三十日」に改める。

附則  
 この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕  
 大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案  
 右  
 国会に提出する。

昭和三十一年一月三十一日  
 内閣総理大臣 鳩山 一郎

大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案  
 大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案  
 大蔵省関係法令の整理に関する法律（昭和二十九年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。  
 附則第四項中「同法及び」を削る。

附則  
 この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十一年二月十四日  
 衆議院議長 益谷 秀次  
 参議院議長 河井彌八郎  
 日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案  
 日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案  
 日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律（昭和三十一年二月十四日）の一部を次のように改正する。  
 第十七条第一項の表中特定契約審査会の項を削る。  
 〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕  
 在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律を廃止する法律案

右  
 国会に提出する。  
 昭和三十一年一月三十一日  
 内閣総理大臣 鳩山 一郎  
 在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律を廃止する法律案  
 在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律を廃止する法律案  
 在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律（昭和二十六年法律第五十四号）は、廃止する。

附則  
 この法律は、公布の日から施行する。

2 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。  
 第十七条第一項の表中在外公館等借入金評価審査会の項を削る。  
 〔岡崎眞一君登壇、拍手〕

○岡崎眞一君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。  
 本案は、一昨年来、販売数量の頭打ちと上級品たばこの売れ行き不振等のため、たばこ専売収入が漸減している実情にかんがみ、今回上級品たる「富士」及び「ピース」の最高価格を本年三月一日から引き下げるとともに、最近の嗜好に適した中級品「いこい」を本年四月一日より新たに発売するほか、昨年十月一日からすでに試験品として販売されております上級品「パール」についても、正式に価格表に追加し、これらの

措置によつて、たばこの売れ行きを増加させ、財政収入の確保をはからんとするものであります。  
 すなわち十本当りの最高価格を、「富士」については六十円から五十円に、「ピース」については四十五円から四十円にそれぞれ引き下げ、「いこい」については二十五円といたし、また「パール」については三十円に定めようとするものであります。なお「いこい」の発売に先がけ、「ピース」等の値下げを行う理由は、あらかじめ上級品への需要を喚起しておいて、喫煙者の嗜好を少しでも向上かきめることを期待しているためであります。  
 本案の審議の詳細につきましては、速記録に譲りたいと存じます。かくて質疑を終了いたしましたので、討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。  
 次に、日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。  
 本案は、昭和二十四年度一般会計予算のうちから、日本国有鉄道の歳入不足を補てんするために三十億五千二百三十六万三千円の貸付をいたし、その償還期限が本年三月一日に到来することになっておりますが、日本国有鉄道の財政状況から、期限までに償還の見込みが立ちがたい実情にありまうので、その償還期限を昭和三十一年四月三十日まで延期いたしたいという内容であります。  
 本案の審議におけるおもなる質疑を申し上げますと、「昭和三十一年四月三十日まで借入金の償還期限を延期

するのであるが、日本国有鉄道は結局運賃等の改訂によって返済することに...

かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府の契約の特例に関する法律は、第十九回国会において廃止されましたが、その際の経過措置として、廃止前に締結された特定契約については、なお効力を有するものとされていたため、事務は、すでに終了しております。

最後に、在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律を廃止する法律案について申し上げます。

本案は、第十回国会において、在外公館等借入金金の返済を開始するために必要な法律措置を講じ、また借入金を

表示する現地通貨の評価に関する事項を調査審議するために、大蔵省に在外公館等借入金評価審議会を設置することとし、在外公館等借入金金の返済に関する法律を制定いたしましたのであります。

本案の内容であります。

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よって四案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よって四案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第五、公有林野官行造林法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。農林水産委員長棚橋小虎君。

「審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載」

公有林野官行造林法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十一年二月九日 内閣総理大臣 鳩山 一郎

公有林野官行造林法の一部を改正する法律案

公有林野官行造林法の一部を改正する法律

公有林野官行造林法(大正九年法律第七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公有林野官行造林法

第一条を次のように改める。

第一条 国(政令)で定められたる左に掲ぐる土地に付其所有者が相手方トシ収益ヲ分取スルノ条件ヲ以テ国ガ造林ヲ為ス旨ノ契約ヲ締結スルコトヲ得

一 地方公共団体ノ所有スル森林又ハ原野

二 前号ニ掲グルモノノ外市町村ノ住民又ハ市町村内ノ一定ノ区域ニ住所ヲ有スル者ガ旧来ノ慣行ニ依リ共同利用ニ供スル森林又ハ原野

三 水源涵養ノ為森林ノ造成ヲ行フ必要ナル土地ニシテ前二号ノ森林又ハ原野ト併セテ造林ヲ為ス要アルモノ

第二条第一項中「前条ノ規定」を「前条ノ契約」に、「公共団体」を「当該土地ノ所有者」に改める。

第三条中「第一条ノ規定」を「第一条ノ契約」に、「公有林野」を「土地」に、「同条ノ契約」を「当該契約」に改める。

第四条中「公共団体」を「第一条ノ契約ニ係ル土地ノ所有者」に、「第一条ノ規定」を「当該契約」に改める。

条ノ規定」を「当該契約」に、「公有林野」を「土地」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第十九号及び第六十号、第五十八号第一項、第六十一条第三号、第六十三号第一号及び第二号、第六十七号第一号及び第三号並びに第七十号第一項第一号及び第三号中「公有林野官行造林地」を「公有林野等官行造林地」に改める。

3 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「公有林野官行造林法第一条の規定」を「公有林野等官行造林法第一条の契約」に改める。

○棚橋小虎君 ただいま議題になりました公有林野官行造林法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

御承知の通り、大正九年、現行の公有林野官行造林法が制定され、国が公共団体との契約に基づいて収益を分取する条件をもって、公有林野に造林することができることとなし、自來、公有林野について、いわゆる官行造林が行われ、昭和三十一年度において、おおよそ当初の目標面積である三十万町歩の植栽を完了する予定になっております。ところが公有林野には、なお造林を必要とする土地が相当残されてお

り、さらにまた、いわゆる部落有林野にありましては、その利用状況がとかく粗放で、造林を行うことが望ましい土地であるにもかかわらず、資金の不足や旧來の使用慣行による規制や、あるいは森林経営の知識経験の欠如等のため、自力による造林が容易に行われな

い場合が少なくないのであります。このような土地に国が造林を行うことは、地元の要望にもかたない、また国の造林政策としても適切であり、さらにまた水源林の造成が目下の急務であり、その方法として、土地や所有者の状況からみて、国が造林を行うことがより確実、かつ効果的である場合があるなどの理由によって、現行官行造林を継続実施するとともに、さらに官行造林契約の対象とすることができると

の範囲を、従来の地方公共団体の所有する森林または原野、すなわち公有林野ばかりでなく、そのほか市町村の住民または市町村内の一定の区域に住

所を持つて居るものが、旧來の慣行によつて共同で利用している、いわゆる部落有林野並びに水源涵養のため森林の造成を行う必要がある土地であつて、公有林野または部落有林野とあわせて造林をなす必要があるものに対

しても、これを拡大することに改めようとするのが本法律案のおもな内容であります。なお、かような改正に基いて、法律の題名を現法律名「公有林野

官行造林法の一部を改正する法律案

公有林野官行造林法の一部を改正する法律案

昭和三十一年二月十七日 参議院會議録第十一号 公有林野官行造林法の一部を改正する法律案

「官行造林法」とあるのを、公有林野等官行造林法に改めようとするものであります。

委員会におきましては、農林当局から、まず本法律案の提案の理由並びにわが国林野の概況及び林政の大要等、本法律案審査の前提となる諸般の事項について説明を聞き、続いて質疑に入り、現在国においてとられている公有林野造林助長方策及びこれら各地方策の得失、官行造林の実施方法、本改正法律案によって部落有林野等に対して、その所有者との契約によって官行造林を行うことができることとなるのであるが、その際、これらの林野の利用者に対する措置、いわゆる国有林の再編成問題、特に保安林整備計画、本改正法律案による水源涵養のための官行造林計画及びその当否、官行造林契約解除の状況及びこれに対する措置、北海道における風害林対策並びにこれら対策と官行造林との関連、民間の林業者等が部落有林野等に対して行なっている分取造林事業についても、官行造林事業に準じ、民法第二百五十六条の共有物の分割請求の規定を排除することの当否、公有林野使用に関する地方自治法第二十三條の許可制限の排除、その他諸般の事項について熱心な質疑が行われたのであります。その詳細は會議録によつて御了承願いたいのであります。とりわけ、本改正法律案第一條第三号の水源涵養林の官行造林について、その規定にみるように、公有林野あるいは部落有林野の官行造林の付帯事業として行なう取扱いは、きわめて消極的であるから、これを改め、もっと積極的にするべきではないかとして、当局の見解が究明され、これ

に対して、「官行造林は望ましい方式であるが、しかし国有林野事業特別会計で実施される都合上、予算的及び機構的制約もあり、水源涵養林の造林の主体は、従来行われてきた高率補助方式によることにしたい」と旨答えられ、これに対して、「かかる答弁は納得せられないものではなく、水源涵養林の官行造林は、一段と手広く発展的なものとするべきである」と旨が主張されたことを申し述べておきます。

かくして質疑を終り、討論に入り、特別の発言もなく採決に入り、全会一致をもって、政府提出案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右、報告いたします。(拍手)  
○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。  
本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって可決せられました。  
本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。  
本日は、これにて散会いたします。  
午前十一時二分散会

一、日程第三 大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案  
一、日程第四 在外公館等借入金返済の準備に関する法律を廃止する法律案  
一、日程第五 公有林野官行造林法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

- 議長 河井 彌八君  
副議長 重宗 雄三君  
議員  
加賀山之雄君 梶原 茂嘉君  
奥 むねお君 井野 碩哉君  
森田 義衛君 森 八三三君  
村上 義一君 宮城タマヨ君  
八木 秀次君 三浦 辰雄君  
野田 俊作君 中山 福藏君  
豊田 雅孝君 土田国太郎君  
田村 文吉君 館 哲二君  
杉山 昌作君 佐藤 尙武君  
河野 謙三君 小林 武治君  
後藤 文夫君 岸 良一君  
北 勝太郎君 大谷 盛潤君  
白波瀨米吉君 松原 一彦君  
井上 清一君 小澤久太郎君  
佐藤清一郎君 酒井 利雄君  
仁田 竹一君 吉田 萬次君  
岡田 信次君 寺本 廣作君  
榎原 亨君 大矢半次郎君  
藤野 繁雄君 一松 政二君  
植竹 春彦君 谷口弥三郎君  
三浦 義男君 左藤 義隆君  
石原幹市郎君 寺尾 豊君  
中山 壽彦君 池田宇右衛門君  
鶴見 祐輔君 津島 壽一君  
苔米地義三君 大野木秀次郎君  
佐野 廣君 石井 桂君

高橋 衛君	松平 勇雄君
最上 英子君	山本 米治君
秋山俊一郎君	榎木 亨弘君
宮田 重文君	横川 信夫君
松岡 平市君	野本 品吉君
川村 松助君	堀 末治君
西郷吉之助君	一松 定吉君
木村篤太郎君	石坂 豊一君
山本 經勝君	山口 重彦君
岡 三郎君	河合 義一君
小西 英雄君	井村 徳二君
岡崎 眞一君	重政 庸徳君
入交 太藏君	小柳 牧衛君
赤松 常子君	藤原 道子君
井上 知治君	市川 房枝君
八木 幸吉君	長谷部ひろ君
千田 正君	江田 三郎君
矢嶋 三義君	片岡 文重君
小林 亦治君	千葉 信君
近藤 信一君	田畑 金光君
大倉 精一君	天田 勝正君
秋山 長造君	棚橋 小虎君
羽生 三七君	森下 政一君
岡田 宗司君	戸叶 武君
農林大臣 河野 一郎君	
政府委員 大蔵政務次官 山手 満男君	

参議院會議録第十号正誤  
頁 段 行 誤 正  
二 終り 八 哀悼を 哀悼の意を  
定価 一部 十五円  
發行所 東京都新宿区市谷本町一丁目一五  
大蔵省印刷局  
電話九段四三三―三三三、三三三

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日